

監査公表第15号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年12月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年10月29日（木）

2 監査の対象

(1) 団体名

公益社団法人 敦賀市シルバー人材センター

(2) 補助金概要

高齢者就業機会確保事業 7,280,000円

3 監査の方法

あらかじめ公益社団法人 敦賀市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）及び商工・貿易振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、シルバー人材センター及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

平成26年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、次の事項については、適正な措置等をとられ、主管課においては、今後も補助事業に対し安定した運営が出来るよう指導をお願いする。

(1) 事業の収支決算について

創立30周年記念事業の収支決算書において、収支状況の詳細が明確に記載されていないので、内容の把握が出来るよう事務執行に努められたい。

(2) 備品の管理について

備品台帳については、品番やメーカーなど識別が出来るよう適正な管理に努められたい。また、補助金により購入したパソコン関係については、他のものと区別が出来るよう表示をしていただきたい。